

備品等の選定・日常管理マニュアル

室内での化学物質の発生源は、建材ではありません。建築施工後に室内に持ち込まれるいす・机などの備品や日常で使用する化学製品からも化学物質は発生します。

施設を維持管理する上で、日常的に化学物質を意識し、備品等の選定、化学製品の日常管理をするために以下のことを実施します。

1 備品等の選定時の配慮

備品等の材料に含まれる化学物質の確認に努めます。

日本農林規格（JAS）、日本産業規格（JIS）、安全データシート（SDS）等の情報を製造者等から入手し、揮発性有機化合物（VOC）等の放散が少ない備品等を選びます。

なお、原則として室内濃度指針値が定められた物質を含まないもの（代替品がない場合は放散量の少ないもの）を選定します。

また、環境省「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」及び川崎市グリーン購入推進方針を考慮します。

<参考>環境物品等の調達の推進に関する基本方針

環境省が環境負荷の低減に資する環境物品等の調達に総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものです。地方公共団体についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましいとされています。

方針に定められた家具等

いす、机、収納用什器（棚以外）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド、ベッドフレーム

判断の基準：木質の場合にあっては、間伐林等の木材が使用されており、材料からホルムアルデヒドの放散速度が、 $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下又はこれと同等のものであること。

マットレス

判断の基準：材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は 75ppm 以下であること。

2 日常管理時の配慮

(1) 化学物質の使用

使用する製品に含まれる化学物質を確認し、含有量の少ないものを選びます。

害虫駆除用殺虫剤、床ワックス、芳香剤等室内で使用される化学製品について、安全データシート（SDS）等入手し、できる限り化学物質の含有量が少ないものを選びます。

なお、原則として室内濃度指針値が定められた物質を含まないもの（代替品がない場合は放散量の少ないもの）を使用します。

化学製品を使用する作業を行う場合は、計画的に行います。

害虫駆除や清掃業務等化学物質を使用する作業について、施設利用者に対し事前に計画等を周知します。

○施設管理者等が作業を行う場合

施設利用者への影響を考え、作業時間や時間帯に配慮します。また、使用する化学物質の表示等を確認し、製品名、使用量、使用場所等を記録するよう努めます。

作業の後は、化学物質の低減を促進するために十分換気をします。

○作業を委託する場合

仕様書等において、具体的な化学物質の使用状況や低減化対策等について確認します。

(2) 必要換気量の確保

効果的に十分な換気を行います。

施設の設計を把握し、効果的に十分な換気量を確保します。

窓や換気扇、風向き等を考慮し、備品等の配置を考えます。

長期間不使用の部屋及び使用頻度の低い部屋を使用するときは、施設全体を換気します。

また、冷暖房時に室内が締め切りにならないよう注意します。

＜換気量のコントロールについて＞

換気には、大きく分けて2種類あります。

風と温度差によって生じる「自然換気」と換気装置を用いる「機械換気」です。

自然換気

○窓開けに際しては開口部(主に窓)を2ヶ所以上つくる。

空気の通り道を作ることが重要です。風上と風下の両方を開放するのがもっとも有効で、難しい場合は風上と側面を開放します。風下のみの開放ではあまり効果は期待できません。また、風上のみの開放では部屋全体の換気効果は低いです。

空気の流入が明らかに感じられるときなど、風が強いときには5分程度の窓開けでもほとんど空気は入れ替わります。部屋が長時間締め切られていた時などには、窓を全開してまず空気を十分入れ換えます。

○換気用小窓、がらり、換気口を利用する。

サッシやドアに換気用小窓やがらり、壁に換気口等が備え付けられている場合には、なるべく開放しておくようにし、換気口を気付かないうちに備品等で塞がないようにします。これらの換気口は上下に設けられていることが多く、風力のみならず温度差による自然換気にも有効です。

○補助的に局所換気を利用する。

換気扇等の局所換気が施設によって備わっている場合があります。無風で自然換気があまり期待できないときや、窓が一面にしか存在しないときなど、補助的に活用するとよいです。効率的に換気するためには、局所排気口と給気口となる隙間を十分離すようにすることが必要です。

機械換気

機械換気が設置されている場合は、設備を運転することで十分な換気が確保されます。常時運転を心がけます。

施設全体で機械換気が計画されている場合は、一部の窓を開けると空気の流れが乱れ、有効に換気できない部屋ができる可能性があります。このため、一部の窓を開ける効果のみに期待することは適当ではありません。

(3) 情報管理

化学物質に関する記録等をできる限りまとめて管理します。

施設での化学物質の使用についての情報をまとめて管理します。

(4) 施設従事者への教育

シックハウスについて正確な知識の普及啓発をします。

シックハウスの基礎知識や予防のための化学物質の管理方法等について、本ガイドライン等を用いながら従事者に対して教育をします。また、施設利用者に対し、必要に応じて対策内容を説明するように努めます。

(5) 健康に関する相談・苦情発生時の配慮

相談・苦情に誠意をもって対応します。

施設利用者から施設の利用に際して健康に関する相談・苦情等があった場合、内容を適確に把握し、誠意をもって対応します。また、必要に応じて情報交換をします。

シックハウスと思われる場合に適切な措置をします。

シックハウスと疑われる場合には、施設の利用中止を含む適切な対応を行い、原因の追及及び再発防止に努めます。

直ちに化学物質使用状況の確認、室内化学物質濃度の測定等を行い、換気を励行します。安全が確認されてから施設の使用を再開します。

また、相談者に対して医療機関の受診を薦めます。

平成18年9月 1日作成

平成19年3月30日改訂

令和7年4月 1日改正